

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第12号 GIGAスクール端末の持ち帰りルール見直しの必要性に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 GIGAスクール端末に関する下記の事項について、早期に検討するよう区に働きかけてください。 (1)端末の置き勉化を認めるとともに、荷物が多くなる月曜日・金曜日に極力持たせない、色鉛筆の持ち帰り日も変更するなど、持ち帰る際の工夫点を各学校に通達すること (2)鍵付の充電機能付保管庫等の設置や盗難が起きた場合の保険等、学校における端末の保管ルールを制定するとともに、場所を確保すること (3)自宅PCからの仮想デスクトップを介したChromebookへのアクセスを実現すること (4)将来的に端末を軽量化すること (5)ランドセル以外の軽量なかばんでの通学が可能であることを在学生、新入生に周知すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月11日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 一人一台端末の児童・生徒の実態に応じた持ち帰りを行うよう各学校へ通知を行うとともに、区のホームページ上に、教材や端末の持ち帰りや、一人一台端末へは自宅のPC等からもアクセス可能であること、ランドセル以外の学用かばんも使用可能であること等を掲載し、保護者への周知を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第27号 小学校学区指定見直しに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) グランエスタの学区指定を見直し、三砂小または五砂小に変更すること (2) (1)が難しい場合、学校選択制度において、元の指定校までの通学距離が約1,000メートルと遠いことを踏まえ、何らかの優遇措置を講じること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 第三砂町小学校は、直近のマンション建設計画を踏まえた収容対策上の理由から新築マンションの通学区域変更を行っており、また、第五砂町小学校は、収容対策の推計において、学区内の居住者のみで学級数が利用可能教室に達する見込みとなっていることから、通学区域の変更は困難と考えている。 (2) 第三砂町小学校、第五砂町小学校ともに、収容状況の大きな変化が見込めないため、優先措置を設定することは難しい状況である。当面は、現行の学校選択制度の中で対応していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第37号の2 給食への有機食材導入に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (3) 幼稚園、小中学校における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てること (4) (3) の実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 有機食材やオーガニック食材については、必要量、価格、商品規格等において、学校給食における大量調理に適さない面があり、多くの学校で導入していくことは困難であるが、可能な範囲で取り入れられるよう努めていく。 (2) 毎年度実施している学校給食実態調査結果を全校で共有することで、有機食材を使用する意義については、共通の理解がなされているほか、価格や物価高騰流通量など導入困難な状況もあるため、審議会を設置する予定はない。	◎参 考 (厚生委員会付託分) (1) 保育園における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てること (2) 実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第41号 小中学校の女子トイレ個室に生理用品の設置を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために小中学校の女子トイレ個室に生理用品を設置するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 児童・生徒が生理用品を確保できない背景には、経済的な事情以外にもネグレクトや心身の問題などがある可能性もあることから、養護教諭等が家庭や心身の状況を聞き取る機会の確保や成長過程において必要となる生理用品を準備・携行することの指導を妨げないよう、区立学校では保健室に生理用品を常備し、申出のあった児童・生徒に直接渡すことを基本としている。 なお、保健室が閉室中等の際でも生理用品を受け取ることができるよう、令和7年12月の校園長会において、生理用品の保健室以外への設置を依頼した。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第62号 義務教育における領土教育に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)義務教育のこどもたちに自国の領土、領海、領空の意識づけをしっかりと教育すること (2)趣旨1のために公共施設である「領土・主権展示館」への社会科見学を実施すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月20日	1 審査経過 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 領土教育については、小学校、中学校ともに、社会の地理的な分野において、学習指導要領の内容に基づき適切に行っている。 また、領土・主権展示館の社会科見学については、各学校が学習内容に沿った見学場所を学校ごとに決定して実施するものと認識している。領土・主権展示館については、令和5年8月22日付、内閣官房領土主権対策企画調整室より、領土主権に関する教育・啓発に係る各種取組についての通知があり、領土・主権展示館における児童・生徒向け校外学習プログラムの周知、及び領土主権に関する教育のためのウェブコンテンツ集の周知について、各学校に通知し、社会科見学や調べ学習での活用を呼び掛けている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第71号の2 LGBT理解増進法の慎重な運用を 求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きか けてください。 （2）学校での教育や啓発に当た っては、当事者の思いを聞き、様々 な立場からの指摘を取り上げ、慎重 に審議すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日	1 審査経過 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 学校では、人権教育の目標を達成すべく教育活動全体を通して人権 教育を行っている。 また、多様性の教育は、性に関することのみならず、人種、国籍、 性別、障害、文化、宗教などの様々な違いを受け入れ、互いに認め合 うための配慮や考え方、行動を促すものであり、学校は公教育を担う ものとして主体性を持って人権教育に取り組み、特定の主義主張に偏 ることなく教育の中立性を確保することが重要だと捉えている。	◎ 参考 （企画総務委員会付託分） （1）公共施設におけるトイレの 利用や設置に当たっては、 当事者の思いを聞き、様々 な立場からの指摘を取り上 げ、慎重に審議すること

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 72 号 学校給食へのオーガニック食材導入に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) 遺伝子組換え食品の使用をやめること (2) ゲノム編集食品の使用をやめること (3) 学校給食でオーガニック食材を使用すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 8 月 23 日	1 審査経過 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 令和 6 年 3 月 1 1 日 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 1 0 月 9 日 令和 7 年 1 2 月 8 日 令和 8 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 献立作成基準において、遺伝子組換え作物とその加工品については、使用を禁じている。 (2) 学校給食では一般流通品を使用することが原則となっているため、ゲノム編集食品は使用しておらず、国の安全の評価などを注視していく。 (3) オーガニック食材については、必要量、価格、商品規格等において、学校給食における大量調理に適さない面があり、多くの学校で導入していくことは困難であるが、可能な範囲で取り入れられるよう努めている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学校施設課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 90 号 区立小中学校のプールに屋根設置を 求めることに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 区立小中学校のプールに屋根を設置 してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 1 2 日	1 審査経過 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 令和 6 年 3 月 1 1 日 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 令和 8 年 6 月 1 9 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 プールに屋根が設置してある学校は 2 校あり、屋外プールのある学校については、プールサイドの日よけ及びプールサイドの目隠しを各校に設置している。プールの水温確保等の目的から屋根が設置されていないものが基本であり、また学校敷地の大きさ等から校舎の上階に設置されたものが多く、後から屋根を設置することは建築基準法等の適合が構造上困難である。 改築計画にあたっては、プールサイドに目隠しやひさしを設置して視線の遮蔽や暑さ対策に考慮した設計を進めている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 91 号 学校図書館司書の全校配置に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 学校図書館司書を全校に配置するよう、区に働きかけること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 13 日 令和 5 年 12 月 14 日 令和 6 年 3 月 11 日 令和 6 年 6 月 20 日 令和 6 年 10 月 10 日 令和 6 年 12 月 9 日 令和 7 年 3 月 11 日 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 10 月 9 日 令和 7 年 12 月 8 日 令和 8 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 学校司書の配置については、小学校は平成 23 年度から、中学校は令和元年度から実施しており、現在、小学校・義務教育学校前期においては週 1 回、大規模校においては週 2 回、中学校・義務教育学校後期においては週 1 回、学校司書を業務委託により配置している。 また、配置後は児童・生徒一人当たりの図書貸出冊数も増加傾向にあるため、現行体制を維持していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学校施設課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第7号 小名木川小学校校舎建て替えに伴う 児童の仮校舎への通学に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 小名木川小学校校舎建て替えに伴 う大島仮校舎への児童の徒歩通学につ いて、児童の安全と負担を考慮して、 なかよし学級、1・2・3年生はバス 通学としてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年2月13日	1 審査経過 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和8年 6月19日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 工事の状況は、令和7年11月より本体工事に着手し、現在躯体工事を実施中である。 改築・改修に伴う仮校舎までの通学方法については、対象となる学校の学区区域が仮校舎の中心から2km以内の場合は徒歩通学とし、2kmを超える場合はバス通学としている。 小名木川小学校の改築事業については、大島仮校舎まで徒歩通学を実施することとし、仮校舎への安全な徒歩通学の実施のため、通学路に児童通学案内等業務従事者を重点的に配置するなど安全策を図っていくこととしており、引き続き工事現場周辺の安全確保及び安全な仮校舎への通学を実施する。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第24号 東京都東部地区に特別支援学校増設を求める意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 特別支援学校の増設を求める意見書を都に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年5月30日	1 審査経過 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 令和7年3月に東京都が策定した「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」において、江戸川区に「江戸川区第二特別支援学校（仮称）」を令和14年度以降に開校することが新たに示された。 計画では特別支援学校の規模と配置の適正化を行う旨を定め、多様な方法を用いて教育環境の改善を図っていくこととしており、特別支援学校は東部地区を含め都内全域のバランス等を見ながら配置されていくものと考えている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 25 号 教育現場でこどもの生命または身体、財産に重大な被害が及んだ場合において国の指針に従い調査委員会を設置し教育環境の改善に努めこどもの権利・尊厳を守ることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1)「安全な教育環境で学び、健やかに育つこどもの権利」が脅かされた場合、重大事態として認定し、厳正なる行政対応を取ること (2)こども家庭庁及び文部科学省の定めるガイドライン・指針に真摯に対応すること。特に、指針に沿って第三者による事故調査委員会の詳細調査について行政側の独断で拒否することなく、被害者の人権を守るべく調査の要望に応え、同時に調査によって江東区教育環境の安全性の可視化を区民の利益のために行うことを要望する。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 5 月 31 日	1 審査経過 令和 6 年 6 月 20 日 令和 6 年 10 月 10 日 令和 6 年 12 月 9 日 令和 7 年 3 月 11 日 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 10 月 9 日 令和 7 年 12 月 8 日 令和 8 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 区の特別検査は、要綱において、「対象施設が法に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、運営等に重大な支障を及ぼすと認めるときなどに実施する」ものとしている。本件は、既に一般検査において、日常的な安全点検の状況、事故防止マニュアルの確認、また、幼稚園における事故の要因分析などについても確認しているため、現時点では特別検査を実施する予定はないが、捜査機関の進捗状況などにより要綱の要件に該当した場合は特別検査を実施する。 (2) 文部科学省「学校事故対応に関する指針」における詳細調査については、死亡以外の事故は、保護者の意向も踏まえ幼稚園の設置者が必要と判断したとき調査対象として、まずは基本調査を行い、その基本調査を踏まえ、幼稚園の設置者が第三者委員会による詳細な調査へ移行するかを保護者の意向に配慮しつつ判断するなどとされている。また、再発防止策を講じることができる場合も詳細調査へ移行しない判断ができるとされている。 区として、幼稚園の設置者が今後、詳細調査を実施する場合には、必要に応じて支援・助言を行っていく。なお、必要な再発防止策の検討を行う検証委員会の設置については今回の事故については該当しないと判断している。 なお、事故報告書については報告書の内容修正を調整中である。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第56号 学童保育・教育の充実を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)学童クラブ機能が必要なこどもは、全て江東きっずクラブB登録で受入れできるよう拡充すること (2)江東きっずクラブB登録を6年生まで利用できるようにすること (3)学校外きっずクラブを増設し、不登校や行き渋りの児童、その他配慮を要する児童が通学校外のきっずクラブへ登室できる選択肢を増やすこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 (1)保留児童の解消に向け、小学校で校舎の増改築が見込まれる場合に必要な育成室面積の確保に取り組んでいくほか、必要に応じて学校と協議していく。 (2)学校内のクラブにおいて引き続き保留児童の発生が見込まれるため、当面は放課後児童クラブの必要性が高い低学年児童への対応に取り組んでいく必要がある。 (3)学校外きっずクラブは受け入れ枠に比較的余裕があるため増設の必要性は低いと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第61号 区立中学校生徒 TGG (TOKYO GLOBAL GATEWAY) 参加に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区立中学校の全生徒が、TGG (TOKYO GLOBAL GATEWAY) プログラムに毎学年参加できるよう、予算措置を講じていただきたくお願い申し上げます。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年11月18日	1 審査経過 令和6年12月9日 令和7年3月11日 令和7年7月1日 令和7年10月9日 令和7年12月8日 令和8年3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 本区では児童・生徒が英語に触れ、英語で話す機会を増やすために小学校第1学年からALTを導入したり、英語教育推進委員会による授業改善を行ったりして英語教育を推進している。 TGGは、区内の全小学校5年生が令和3年度より活用しており、英語を使った交流を行っている。中学生のTGGでの体験実施など英語に触れる機会の取組の充実に向けては、より質の高いプログラムも用意されており、実施の効果は高いことから、中学校全校での実施について、引き続き検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 64 号 江東区立元加賀幼稚園の今後のあり方に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 元加賀幼稚園を 3 年保育にするとともに、預かり保育、こども園化など、サービス拡充を図るよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 11 月 19 日	1 審査経過 令和 6 年 12 月 9 日 令和 7 年 3 月 11 日 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 8 月 29 日 令和 7 年 10 月 9 日 令和 7 年 12 月 8 日 令和 8 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 3 年保育について、令和 8 年度より実施する。 (2) 預かり保育について、今後の区立幼稚園を取り巻く環境の変化等の把握に努め、継続して検討していく。 (3) 認定こども園への転換について、令和 3 年度の基本方針改定において、待機児童が解消されていることから、検討を取りやめることとしており、現時点で考え方に変更はない。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 65 号 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針の練り直しを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 区民の意見を十分に聞き、「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針（令和 6 年度改定版）」を練り直すよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 11 月 19 日	1 審査経過 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 8 月 2 9 日 令和 7 年 1 0 月 9 日 令和 7 年 1 2 月 8 日 令和 8 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 基本方針改定は、財政面の理由だけでなく、少人数化した幼稚園では求められる幼児教育への期待に応えられないことから改定するものである。内容は、保護者や地域の説明会、パブリックコメントなどで意見を聞きながら進めてきたが、状況変化に応じて適切に見直すこととしていたことから、令和 7 年度に区立幼稚園への入園状況やこれまでのご意見なども踏まえ、平久及び元加賀幼稚園の閉園見送り、この 2 園での 3 歳児保育の実施を盛り込む一部修正を行った。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 67 号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) 小中学校における学校給食の牛乳について、飲むことによる体調不良（乳糖不耐症、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童・生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすること。 (2) アレルギーが理由の場合は、診断書の提出を毎年求めず、卒業まで継続して牛乳を停止できるようにすること。 (3) 趣旨(1)(2)を実施する際には、毎年保護者に通知されるようにすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 12 月 9 日	1 審査経過 令和 7 年 3 月 11 日 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 10 月 9 日 令和 7 年 12 月 8 日 令和 8 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 学校給食は、学校給食法に基づき実施され、法に定義されている完全給食には牛乳が含まれている。また、学校給食実施基準において、1 日のカルシウム摂取量の 50% を学校給食で摂取することが示されており、カルシウム補給源として最適な牛乳の提供は基本であると考えている。 一方で、牛乳の摂取により体調不良となる児童・生徒に対しては、牛乳の購入を停止するなど各学校にて個別に対応している。 また、学校におけるアレルギー疾患対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、児童・生徒の個別の症状等を正しく把握するため、毎年、医師の作成する学校生活管理指導表の提出が必要である。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 17 号 江東区立幼稚園の存続と全園 3 年保育・預かり保育の実現を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 より多くの子どもたちが江東区立幼稚園を利用できるように、下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 閉園予定の区立幼稚園を存続・活用すること (2) 全園で 3 年保育を導入すること (3) 全園で預かり保育を実施すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 4 月 22 日	1 審査経過 令和 7 年 7 月 1 日 令和 7 年 8 月 29 日 令和 7 年 10 月 9 日 令和 7 年 12 月 8 日 令和 8 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 幼児人口が減少傾向にある中、将来推計を踏まえながら、継続して区立幼稚園の園数の見直し、効果的な配置を行っており、質の高い幼児教育を行うためにも、配置の適正化が欠かせないものと認識している。閉園後の活用については、区有財産利活用検討部会において、地域に必要な施設等への活用を図っていく。 (2) 現行方針の 7 園のうち、施設上の課題がある 2 園を除く 5 園について、既に 3 年保育を実施しており、令和 7 年度の一部修正において閉園を見送る 2 園についても、令和 8 年度からは 3 年保育を実施することとしている。 (3) 今後の区立幼稚園を取り巻く環境の変化等の把握に努め、継続して検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 教育政策推進担当

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第20号 区内小中学校の教育費の保護者負担軽減を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 小中学校保護者の教育費負担を軽減するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月28日	1 審査経過 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 学用品費や修学旅行費等、教育にかかる費用については、就学援助制度により経済的に困難な世帯に対し支援している。 令和8年度より区立小中学校で実施する修学旅行等の宿泊行事にかかる費用を所得制限なく補助する事業を開始する。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第21号 都立高校入試に英語スピーキングテストの活用を中止するよう都に求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 高校入試における英語スピーキングテストの活用を中止するよう、都に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月28日	1 審査経過 令和7年 7月 1日 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 中学校英語スピーキングテストは、令和4年度から中学校3年生を対象に実施され、英語の「話すこと」について中学校の学習で身に付けた成果を、都立高校入試の判断の材料とするため、実施した結果を反映するものである。 実施までには、学校への説明や生徒・保護者向けのリーフレット等による事前の周知がされており、担当の事業者より適正に実施されていると捉えているため中止を求めることは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 教育支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7陳情第42号 江東区内の小・中学校におけるスクールカウンセラーの常駐配置を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区教育環境をより良いものにするために、下記の事項について区に働きかけてください。 (1)江東区内の全ての小学校・中学校において、スクールカウンセラーが常駐する体制を整備すること (2)スクールカウンセラーの増員を図り、児童・生徒数や学校の規模に応じた配置を検討すること (3)スクールカウンセラーの処遇改善を図り、より専門性の高い人材を確保すること (4)当面、区費スクールカウンセラーを増員し、学校への巡回回数を増やすこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月3日	1 審査経過 令和7年10月9日 令和7年12月8日 令和8年3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 スクールカウンセラーは週1回、全校に東京都がスクールカウンセラーを配置しているが、区スクールカウンセラーは学校のニーズや規模に応じて配置している。今後も学校や児童・生徒の状況を注意深く見ながら、適正な配置を心がけていく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課、指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 46 号の 3 保育・学童保育・教育の充実を求め る陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (3) こどもたちが安心して学べるよう、区 内の学校において教員の欠員が生じな いようにすること (4) 区立幼稚園のこれ以上の縮小・廃止を 進めないこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 9 月 8 日	1 審査経過 令和 7 年 1 0 月 9 日 令和 7 年 1 2 月 8 日 令和 8 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (3) 教員配置に関する適切な配置については、東京都教育委員会と の十分な連携のもと、調整や、年度当初に向けた計画的な人事管 理に努めてきている。教員が働きやすい環境を整備するため、本 区では、体制整備や、人材情報の把握・活用に継続的に取り組ん でいる。 今後も教員の欠員が生じないように、教育環境の整備や、人的 支援などを行い、引き続き、教員の欠員を出さないよう学校を支 えていく。 (4) 区立幼稚園は平成 3 0 年度以降、入園者数や区民ニーズ等を総 合的に勘案した上で、江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基 本方針を定め、適正配置を進めてきている。今後も、乳幼児人口 や入園者数の推移のほか、施設状況や区民ニーズ等を見極めなが ら慎重に検討を重ね、適正配置を進めていく。	◎ 参考 (厚生委員会付託分) (1) 質の高い保育を守るために、保育施 設の人件費比率ガイドラインを制定 すること (2) 保育人材確保支援事業補助金を引き 上げること (建設委員会付託分) (5) こどもたちがボール遊びのできる公 園や乳児専用の公園を増やすこと

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第49号の2 『放課後児童健全育成事業（いわゆる「放課後児童クラブ（きっずクラブB登録）」）』に関わる陳情 2 請願・陳情の趣旨 こどもが主体的に生活を営むことが出来るよう、下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)放課後児童クラブ（B登録）にかかる予算を拡充すること (2)全ての放課後児童クラブ（B登録）へ足を運び、こどもや指導員の声を聴き、現状を把握すること (3)保護者、保育関係者に対してきっずクラブA登録とB登録は事業目的が違う事業であることを引き続き周知すること (4)江東区放課後こどもプラン推進委員会に、学童保育保護者代表である江東区学童保育連絡協議会の参加を再開させること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月8日	1 審査経過 令和7年10月 9日 令和7年12月 8日 令和8年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 (1)放課後児童クラブB登録に係る予算を社会経済状況の変化に対応できるように検討していく。 (2)きっずクラブの運営指導において、区の職員が現場に赴き、指導検査を実施するとともに日々のクラブ運営について事業者を通じ、指導・助言を行っている。また、各きっずクラブでは、児童の意見を反映するために意見箱の設置や玩具・書籍などの希望を聞いて購入するなど、こどもの意見を積極的に取り入れている。 (3)きっずクラブ利用案内等において、両者の違いを表形式で比較するなど、周知を図っている。 (4)江東区放課後こどもプラン推進委員会の委員には、小学校PTA連合会会長及びきっずクラブ事業実施小学校のPTA関係者を保護者代表の委員としており、委員変更の予定はない。	◎参考 (厚生委員会付託分) (5)保育所等訪問支援事業において、保護者に周知を図るとともに、心理職に限らず、こどもの支援に関する知識及び相当の経験を持つ専門職を派遣すること

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 62 号 江東区に子ども・子育て支援法の遵守を求め、保育事故に速やかな特別検査実施と詳細調査（第三者委員会）設置の自治体責任を果たすことを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 本区で発生した保育事故において、子ども・子育て支援法等に定められた自治体としての責任を果たし、適正な対応を取るよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 11 月 6 日	1 審査経過 令和 7 年 1 2 月 8 日 令和 8 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 区の特別検査は、要綱において、「対象施設が法に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、運営等に重大な支障を及ぼすと認めるときなどに実施する」ものとしている。本件事故は、既に一般検査において、日常的な安全点検の状況、事故防止マニュアルの確認、また、幼稚園における事故の要因分析などについても確認しているため、現時点では遡って特別検査を実施する予定はない。 (2) 文部科学省「学校事故対応に関する指針」における詳細調査については、死亡以外の事故は、保護者の意向も踏まえ幼稚園の設置者が必要と判断したとき調査対象として、まずは基本調査を行い、その基本調査を踏まえ、幼稚園の設置者が第三者委員会による詳細な調査へ移行するかを保護者の意向に配慮しつつ判断するとされている。また、再発防止策を講じることができる場合も詳細調査へ移行しない判断ができるとされている。 区として、幼稚園の設置者が今後、詳細調査を実施する場合には、必要に応じて支援・助言を行っていくが、現時点で区が独自に詳細調査を行う予定はない。 なお、区では私立幼稚園に対し、危機管理マニュアルの作成や安全対策強化に資する取組の支援を実施している。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第64号 江東区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの発生件数を減らすため、下記の事項について、小学校・中学校については区に、高等学校・特別支援学校については都に働きかけてください。 (1) 江東区内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における月間及び年間のいじめ認知件数を、区のホームページで公開すること (2) 趣旨1の件数から、数値目標を設定するとともに、区のホームページで公開し、地域住民と共有すること (3) 趣旨2の数値目標について、地域住民と協力して達成するよう努力すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年11月4日	1 審査経過 令和7年12月8日 令和8年3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 本区では、江東区内の公立小学校・中学校のいじめの認知件数を国の調査に基づいて把握しており、その件数については、区のホームページにおいて公表している。いじめについては、「Action24」をキーワードに早期発見・対応を目指しており、ひとつひとつの状況に対して、子どもたちの状況を踏まえ、ていねいに対応している。「いじめ見逃し0」を目指して学校では対応をしているが、認知件数等の減少のみを目標としているわけではないため、数値目標の設定は考えていない。また、いじめ等のこどもに関わる問題の解決に向けては、これまでも地域とともに連携して対応するケースもあり、今後もその充実については深めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第67号 江東区に児童福祉法等の遵守を求め、きっずクラブ盗撮事件に速やかな特別検査実施と関連要綱等に従った必要な自治体責任を果たすことを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 きっずクラブで発生した委託事業者元職員による盗撮事件について、児童福祉法及び関連する規定等に基づき公正な対応を取るよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年11月14日	1 審査経過 令和7年12月8日 令和8年3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 令和7年1月9日、警察から事業者に当該職員が盗撮の容疑で取調べを受けているとの連絡があり、その後に事業者から区に報告があった。区に報告があった翌日に当該きっずクラブを警察が捜査しており、区は事業者とともに立会いをしている。 区から事業者に対しては、再発防止策の策定等を求めた後、事業者から再発防止策及び完了報告を受けており、警察が捜査を行っている状況を踏まえながら、必要な対応を行ってきたと認識している。	